

公立大学法人新見公立大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、新見市地方独立行政法人法施行規則（平成20年新見市規則第16号。）第2条に規定する事項を定め、公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により新見市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(大学の設置及び運営)

第3条 法人は、豊かな教養と高い倫理性を養い、多面的な人間理解を深め、看護、介護及び幼児教育に関する専門の知識と技能を教授研究し、良き社会人として、市民の生活及び文化の向上並びに地域及び国際社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的として、新見公立大学及び新見公立短期大学（以下「公立大学」という。）を設置し、これを運営するものとする。

(学生支援)

第4条 法人は、すべての学生に対し、修学、進路選択及び健康等に関する相談など学生生活に関する相談その他の援助を行うものとする。

(受託研究等)

第5条 法人は、民間企業や試験研究機関等との間の共同研究や受託研究、技術指導等を実施するなど、法人以外の者と連携して教育研究活動の推進に取り組むものとする。

(社会貢献)

第6条 法人は、地域社会に貢献するため、公開講座を開設するなど、地域住民に幅広く学習機会を提供するとともに、公立大学における研究成果を普及し、及びその活用を促進するものとする。

(附帯事業)

第7条 法人は、第3条から前条までに掲げる業務を効率的かつ効果的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

(業務の委託)

第8条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるとときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第9条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第10条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は、目的が競争に適しない場合その他法人

の規則で定める場合は、指名競争入札又は随意契約に付することができるものとする。
(その他)

第11条 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、新見市長の認可があった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、新見市長の認可があった日から施行する。